

生徒心得

1. 日課

予 鈴	8:25
ホーム・ルーム	8:30 ~ 8:40
第 1 時 限	8:45 ~ 9:35
第 2 時 限	9:45 ~ 10:35
第 3 時 限	10:45 ~ 11:35
第 4 時 限	11:45 ~ 12:35
昼 休 み	12:35 ~ 13:15
予 鈴	13:15
第 5 時 限	13:20 ~ 14:10
第 6 時 限	14:20 ~ 15:10
下 校 時 刻	17:00
居残り下校時刻	18:30

2. 登校・下校

- (1) 始業予鈴（8時25分）までに登校し着席すること。また、7時30分以前には登校しないこと。
- (2) 部活動等で居残届を提出していない場合は、17時00分までに下校すること。居残り下校時刻は、通年で18時30分とする。
- (3) 登下校に際して自転車を利用するものは、HR担任を経て生活指導部に届け出ること。校内では自転車は所定の場所に駐輪すること。バイク（原付・オートバイなど）による登下校は禁止する。
- (4) 車による送迎は原則として禁止（やむを得ない理由があるときは届出をする）。
- (5) 休日の部活動については、顧問の承諾と指導の下で休日登校を認める。その場合は、事前に休日活動願を生活指導部に提出すること。
- (6) 夏休み等の長期休業中の登下校については、別に定める。
- (7) 警報等発令時の登下校については、次頁に定める。

警報発令の際の措置について

気象庁より警報あるいは特別警報が発令された場合の判断は、次の通りとする。

A 原則

(1) 午前6時の時点

①のいずれかの警報（特別警報を含む）が、②のいずれかの地域に発令されていた場合、1～4限は自宅学習とする。

①：大雨，大雪，暴風，暴風雪

②：清瀬市，東村山市，東久留米市，西東京市，小平市，練馬区

(2) 午前6時以降

午前11時までの間に上記の警報がすべて解除された場合、5限以降の授業を行う。
登校時刻等は次の通りとする。

13:00 登校 13:05 SHR

13:20 5限授業開始

午前11時の時点でも上記の警報が解除されない場合、1日自宅学習とする。

(3) 補足

登校について

登校の際は、居住する地域の状況や交通機関の運行状況を確認し、安全に留意して登校すること。
登校が困難な場合は、出席扱いにするなど学校は生徒の不利益にならないよう扱う。

学校の判断を確認したいとき

午前6時および午前11時の判断は、本校のホームページやツイッターにも掲載する。ホームページが繋がらない場合はツイッターへの接続も試みること。

なお、電話による本校への問合せは控えること。

B 例外

学校行事など、上記の原則に拠らない対応を取ることもある。この場合は、事前の連絡に従って行動すること。

3. 所持品

- ・つねに生徒手帳を携行すること。
- ・学校には不必要な金品を持参しないこと。
- ・所持品には必ず記名すること。
- ・体育・実験・実習等で教室をあける時は、貴重品袋を利用するなどして、特に貴重品の取扱いについて注意すること。

4. 服装・頭髪

服装・頭髪は、清楚端正を心がけ、清高生としての品位を保つようにする。

(1) 校 服

ア 登・下校時を含めた教育活動の際は、本校所定の校服を着用する。

(左襟に校章をつける。)

イ 校服の内容

- ・校服として定められた上下スーツ
- ・白無地のYシャツ

男子

- ・指定されたネクタイ

女子

- ・スカートは本校指定の16本車ひだのもの
- ・指定されたリボン
- ・指定されたネクタイ、スラックスは購入自由

ウ 正装について

- ・始業式や終業式を含め、式の際は正装とする。
- ・男子は校服と同様。
- ・女子は校服で以下のものを着用すること。
- ・指定されたリボンとネクタイおよびスラックスとスカートのいずれかの組み合わせとする。

エ 夏季略装について

5月から10月までの間、次の略装を認める。

- ・上衣を着用しなくてもよい。
- ・半袖の白無地のYシャツを着用してよい。
- ・左胸に校章をつける。
- ・Yシャツの上には、市販のニットベストの着用を認める。
(ニットベストの色については、別に定めたとおり)。
- ・登・下校時を含め、男子のネクタイおよび、女子のリボン・ネクタイは着脱自由とする。
- ・ Poloシャツ着用については、試行期間である。教室の掲示に沿って、着用すること。

オ セーター、カーディガン、ニットベストについて

- ・学校指定ではなく、市販のものを着用してよい。ただし、セーターはVネックのみとする。
- ・色については、黒・紺・白・グレー・茶・ベージュ(濃淡は問わない)の柄物でない無地のもの(ライン不可)のみ着用可能。

(2) 頭髪

ア 染髪は禁止。

イ 品位を欠く頭髪は指導する。

(3) 履物等

ア 通学には靴を用いる。上履きはサンダル（学年別の色）を用いる。

イ 防寒着・ソックス，ストッキングは華美なものにならないよう留意する。

(4) 体育授業時の服装

次のものは学校で指定したものを着用する。

トレーニングシャツ・トレーニングパンツ・半袖シャツ・短パンツ・体育館専用運動靴

やむを得ない事情で異装をする場合は，HR担任の許可を受けた後，生活指導部に連絡する。

5. 時間外活動

下校時刻以後，部活動・その他で居残りを希望するものは，所定の用紙を用いて生活指導部に願い出る。時間外活動は，教職員の指導する場合以外は認めない。

6. 諸届・願

欠席・遅刻・早退・忌引・欠課等の届，異装等の願は，生徒手帳の所定の欄に理由を明記してHR担任に届け，願い出ること。

欠席・遅刻等あらかじめ明らかな場合は，事前にHR担任に届け出ること。

事前に届出をしないで欠席・遅刻等の場合，当日の始業時までには電話等でHR担任に連絡すること。

生徒の忌引は，次の日数以内である。

ア 父母 7日 イ 兄弟姉妹 5日

ウ 祖父母・伯叔父母・従兄弟姉妹 3日

（往復の日数は加算する）

登校後やむを得ず外出する場合は，HR担任の許可を得て，生徒手帳（連絡欄に外出許可の旨記載されたもの），または，外出許可証を携帯すること。

7. 日直

HRの生徒全員が交代制で，その任にあたる。

ア 始業前に所定のHR日誌を受けとる。

イ 自教室を整理整頓し，授業が気持ちよく，円滑に行われるように配慮する。

ウ 放課後，HR担当区域の清掃状態を点検する。

エ 任務終了後，HR日誌に必要事項を記入してHR担任に届け，異常の有無を報告する。

8. 清掃

・つねに校内の清潔・整頓に心がける。

・HRごとに清掃当番をきめ，分担区域（別に定める）を清掃すること。

・清掃後責任者は分担区域の担当教員に連絡し，その承認を得た後下校する。

・清掃用具は所定の場所に整理・保管する。

9. 遺失物・拾得物・盗難

金品を紛失したり拾得した場合は、直ちに生活指導部の担当教員に届け出る。

盗難にあった場合は直ちにHR担任・生活指導部（もしくは日直教員）に届け出る。

10. 掲示・放送

校内にポスターその他の掲示をするときは、顧問・担当教員に願い出た後、生活指導部の許可を得ること。

掲示場所・掲示方法は生活指導部が指示する。

校内で印刷物の配布を行う場合は、顧問・担当教員に願い出た後、生活指導部の許可を得ること。

必要があって、生徒が放送を行うときは、原稿を作成し、顧問・担当教員の確認を得てから行う。

昼休みの放送は原則として放送委員会に依頼する。

11. 学校施設等の利用

学校の施設（教室・体育館・運動場・テニスコート・プール等）を利用するときは、担当教員に申し出て許可を得ること。

校具を使用するときは、担当教員に申し出て許可を得ること。

学校施設を破損した場合は、HR担任に申し出た後、生活指導部（もしくは日直教員）に届け出る

12. 校外生活

校外においても、常に本校生徒としての自覚と誇りをもって行動すること。

HR・部活動等で、校外で活動する場合は、所定用紙を用いて生活指導部に願い出る。

13. 保健室の利用

保健室は生徒の健康診断・健康相談・保健指導・救急処置等を行うところである。

身体の調子が悪い、心配な事がある、健康の事について知りたい、身長・体重等が測定したいときなどに利用する。

利用の注意

- ① 授業中の場合は、教科担任に伝えてから行く。
- ② 保健室での休養は、原則として1時間までとする。
- ③ 早退が必要な場合は、必ず担任の許可をもらい、帰宅後直ちに学校に電話連絡をする。
- ④ 保健室では内服薬の投与は出来ないので、必要な場合は各自で用意してくる。
- ⑤ 保健室では応急処置を行う。治療が必要な場合は医療機関に受診する。
- ⑥ 測定器具は、休み時間に自由に使用してよい。

教育相談

原則週1日、スクールカウンセラーによる教育相談を行っている。学校生活で気になることや自分自身のこと、人間関係、家族のことなど気軽に相談できる。

相談を希望する生徒は保健室で予約、又は直接教育相談室前申込み箱に予約カードを入れる。

日本スポーツ振興センターの災害給付手続き

学校管理下(授業中、部活中、休み時間や放課後、通学中等)でケガをして医療機関を受診し、総医療費が5000円(窓口で1500円)以上かかった場合に、災害給付金を申請できる。

保健室に申請書類を取りに行き、申請方法の説明を受ける。

14. その他

外来者(他校生など)を校内に入れる場合は、受付を通し、関係教職員の了解のもとにする。

教職員の指導のない場合は、校内において火気を使用してはならない。

非常災害の場合は、教職員の指示に従って冷静敏速に行動する。